

第3次稚内市総合計画 施策実施状況調査

04 自然環境に配慮したまちづくり

02 計画的な土地利用の推進

02 都市計画マスタープランの策定

主要施策	施策実施状況(※1)							問題点、課題
	実施 状況	進捗率		第4 次の 方向 性	小項目の総合的評価		評価	
		(%)	ベース		評価内容			
10 稚内市都市計画マスタープランの策定 (都市整備課)	5	100%	2	2	2	・「都市計画マスタープラン」は策定済みである。これに基づき、整備開発・保全計画の策定がされた他、都市計画決定・変更の根拠の一つとなっている。	・総合計画を上位計画と位置づけており、大幅な改定が行なわれた場合には、都市マスタープランの見直しが必要となる。	
20 公共施設の適正配置の推進 (都市整備課)	1				3		・公共施設の適正配置に関しては、これまでに十分な検討がなされておらず、担当窓口を明確にする必要がある。	